

(参考：改正後全文)

平成24年5月31日  
福島県相双地域等福祉人材確保対策実務者会議決定  
平成24年12月25日 一部改正  
平成25年3月11日 一部改正

## 福島県相双地域等への介護職員等の応援事業に係る募集要領

「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業実施要綱」（平成24年5月31日付福島県相双地域等福祉人材確保対策会議決定）に基づき実施する応援に関し、募集等についての具体的な内容は以下のとおりとする。

### 1 募集対象自治体

全国の自治体とする。

### 2 募集期間及び応援期間

今後の職員不足の解消状況を踏まえて対応するため、下記のとおり募集期間を区切り実施する。

区分	募集期間		応援期間
	開始日	締切日	
1	24. 6. 4	24. 6. 15	24. 7. 1～24. 9. 30
2	24. 8. 1	24. 8. 15	24. 10. 1～24. 12. 31
3	24. 11. 1	24. 11. 15	25. 1. 1～25. 3. 31
4	25. 2. 1	25. 2. 15	25. 4. 1～25. 6. 30
5	25. 5. 1	25. 5. 15	25. 7. 1～25. 9. 30
6	25. 8. 1	25. 8. 15	25. 10. 1～25. 12. 31
7	25. 11. 1	25. 11. 15	26. 1. 1～26. 3. 31

※募集期間等については、福島県社会福祉協議会HP (<http://www.fukushimakenshakyō.or.jp>) に掲載。

なお、上記応援期間後においても、依然として介護職員等の不足状況が改善されない場合は、改めて応援職員の募集を行うことがある。

### 3 募集（応募）方法

- (1) 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は、管内に所在する介護保険施設及び障害者支援施設等に、別紙の「介護職員等応援可能者登録票」（以下「登録票」という。）を送付する。

- (2) 介護保険施設及び障害者支援施設等は、必要事項を記載要領等に従い記載後、登録票をコーディネーターである福島県社会福祉協議会へ送付(登録)するとともに、都道府県等に対し情報提供を行う。

#### 4 応援職員の決定

コーディネーターは、次の手順により応援職員を選定、決定する。

- (1) 相双地域等の受入施設のニーズと、送付された登録票のそれぞれの条件からマッチングを行い、応援職員を選定する。
- なお、マッチングに当たっては、関係団体から意見を聞くことができる。
- (2) すべての条件が合致している場合であっても、選定した応援職員の所属する施設を通じ、あらかじめ本人の意向を確認する。
- (3) 意向確認の結果、本人等の了解を得られた場合には、受入施設及び当該応援職員の施設（以下「応援施設」という。）に対し、受入施設名等、応援期間、現地での住居及び通勤手段を記載した「依頼状」を発行するとともに、応援施設の所在する都道府県等に対し情報提供を行う。

#### 5 応援に係る費用等について

当該応援職員の人件費については、平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いに基づき適切に対応するものとする。

また、応援職員の旅費、宿泊費及び通勤に要する費用については、福島県社会福祉協議会を通じ福島県が負担する。

#### 6 その他

2の募集期間締切日後に当該期間に係る応援に関し、積極的な応援準備が整っている施設がある場合には、福島県社会福祉協議会まで情報提供いただき、個別に調整するものとする。

照会先

福島県保健福祉部高齢福祉課	024-521-7164
福島県保健福祉部障がい福祉課	024-521-7240
福島県社会福祉協議会	024-523-1256